

○高橋紀博副委員長 それでは、議会運営委員会を開会します。

本日の会議に、菅原委員長から欠席する旨の届出があります。

まず初めに、請願・陳情議案の審査について、陳情第15号、日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求めることについて扱いたいと思います。

特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博副委員長 判断できる状況にあるか、各会派に伺ってまいります。

○えびな委員(自民会議) 判断できます。

○金谷委員(民主連合) 時間が欲しいと思います。

○中野委員(公明党) 判断できます。

○まじま委員(共産) 判断できます。

○塩尻委員(市民連合) 判断できます。

○高橋紀博副委員長 判断できない会派がありますので、本日のところは保留とすることといたします。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○高橋紀博副委員長 再開いたします。

2の令和8年第1回定例会の運営について、(1)市長提出議案のうち配付済みのものについて、理事者から説明を願います。

○土岐総務部長 令和8年第1回定例市議会を、2月20日開会ということで、2月13日に招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件が42件、報告案件が1件の合わせて43件でございます。

議案第1号から議案第10号までの令和7年度各会計補正予算及び議案第14号から議案第24号までの令和8年度各会計予算につきましては、後ほど総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第11号及び議案第12号につきましては、いずれも条例の制定でございます。

議案第11号につきましては、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものでございます。

議案第12号は、市立旭川病院の病床数を、一般病床を362床から270床に、精神病床を100床から86床に、それぞれ変更しようとするものでございます。

議案第13号につきましては、令和3年3月23日に市内公園において女子中学生が遺体で発見された事案に関わり、令和7年2月13日付で訴えの提起がありました損害賠償請求事件につきまして、本市が4千万円を支払うことなどを条件として、和解を成立させようとするものでございます。

議案第25号から議案第37号までにつきましては、いずれも条例の制定でございます。

議案第25号は、駐車場法施行令の一部改正に伴い、特定用途から共同住宅を除外しようとするものでございます。

議案第26号は、公示の方法により聴聞及び弁明の機会の付与の通知を行う場合の通知の方法を改正するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第27号は、職員が外国での勤務等により外国に住所または居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にするための休業について定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第28号は、通勤手当の上限の額を規定するなどのほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第29号は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定しようとするものでございます。

議案第30号は、寿バスカードの交付負担額を引き上げるとともに、負担額の減免に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第31号は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び保険料の軽減基準の算定に係る金額を引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴う規定を新設するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第32号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する基準などの特例を定めるほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第33号は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。

議案第34号は、受益と負担の適正化を図るため、使用料及び手数料を改定しようとするものでございます。

議案第35号は、旭川市子ども総合相談センターの施設名を旭川市こども家庭センターに改めるとともに、施設の所掌事務に関する規定を整備しようとするものでございます。

議案第36号は、市立保育所における特定乳児等通園支援に係る使用料について定めようとするものでございます。

議案第37号は、新たに旭川市立愛宕東小学校共同調理場を設置しようとするものでございます。

議案第38号は、契約の締結でございます。大雪クリスタルホール照明装置更新業務を、1億9千910万円で、東邦電設株式会社と契約を締結しようとするものでございます。

議案第39号は、本市の特定の事務を取り扱う郵便局として、旭川中央郵便局ほか12か所を指定しようとするものでございます。

議案第40号は、包括外部監査契約の締結でございます。1千200万円を上限とする金額で、堤直美氏と契約を締結しようとするものでございます。

議案第41号及び議案第42号は、市道路線について、4路線を廃止し、16路線を認定しよう

とするものでございます。

報告第1号につきましては、市道の事故による損害賠償の額を定めることについてでございます。9万4千920円を損害賠償の額として、1月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

最後に、先議のお願いでございます。

議案第11号の条例の制定及び議案第13号の和解につきましては、補正予算と関連がありますことから、議案第12号の条例の制定につきましては、事前の準備作業がありますことから、その取扱いにつきまして、議案第1号から議案第10号までの令和7年度各会計補正予算と併せて御先議くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○熊谷総合政策部長 議案第1号から第10号の令和7年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ89億5千361万9千円を追加するものでございます。

その内容といたしましては、22ページから32ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、22ページから23ページにわたりますが、2款総務費では、東部まちづくりセンター管理費など17事業で10億8千767万1千円、23ページから25ページにわたりますが、3款民生費では、地域共生社会推進費など37事業で30億6千831万2千円、4款衛生費では、母子保健衛生費国庫補助金償還金など15事業で2億1千460万1千円、27ページの5款労働費では、若者地元定着促進費など2事業で280万5千円、6款農林水産業費では、経営体育成支援費など4事業で1億9千453万1千円、27ページから28ページにわたりますが、7款商工費では、戦略的国内外市場開拓推進費など10事業で1億2千520万円、28ページから29ページにわたりますが、8款土木費では、道路橋りょう維持費など5事業で17億4千900万8千円、29ページから30ページにわたりますが、9款消防費では、管理事務費など4事業で1億1千34万2千円、30ページから32ページにわたりますが、10款教育費では、給食施設整備費など33事業で24億114万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、16ページから21ページの歳入にお示しいたしておりますように、16ページの7款地方交付税で11億7千349万円、15款分担金及び負担金で419万7千円、16款使用料及び手数料で83万円、16ページから18ページにわたりますが、17款国庫支出金で32億8千383万8千円、18ページから19ページにわたりますが、18款道支出金で3億7千773万2千円、19款財産収入で111万9千円、20款寄附金で2億1千22万7千円、20ページの21款繰入金で13億3千390万9千円、23款諸収入で2千177万7千円、20ページから21ページにわたりますが、24款市債で25億4千650万円をそれぞれ追加するものでございます。3ページ下段から6ページ上段にわたりますが、第2表、繰越明許費補正では、航空路線確保対策費など52件を繰越明許費として追加するものでございます。6ページ下段から7ページにわたりますが、第3表、債務負担行為補正では、第三庁舎土壌汚染調査業務委託料など24の事項について債務負担行為を追加するものでございます。8ページの第4表、地方債補正では、次世代窓口構築事業など2件を追加し、水道事業会計出資債など5件の限度額を変

更するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。議案第2号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入、歳出予算の総額に、それぞれ386万4千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、40ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしてありますように、7款諸支出金のその他償還金で386万4千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしてありますように、5款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。議案第3号、令和7年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を補正しようとするものでございます。その内容といたしましては、41ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしてありますように、1款事業収入で2千653万9千円を減額し、6款繰入金で同額を追加するものでございます。10ページ下段の第2表、債務負担行為では、園内管理及び案内業務委託料など3つの事項について債務負担行為を設定するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。議案第4号、令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ31万円を追加するものでございます。その内容といたしましては、43ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしてありますように、1款事業費の駅前広場駐車場運営費で31万円を追加するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしてありますように、1款事業収入で607万5千円を減額し、5款繰入金で638万5千円を追加するものでございます。11ページ下段の第2表、債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運営業務委託料について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。議案第5号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億4千810万6千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、47ページから49ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしてありますように、47ページから48ページにわたりますが、2款保険給付費では、居宅介護サービス給付費など5事業で3億7千503万9千円、48ページから49ページにわたりますが、3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費など2事業で7千306万7千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、45ページから46ページの歳入にお示しいたしてありますように、2款国庫支出金で1億2千280万7千円、3款支払基金交付金で1億2千70万円、4款道支出金で5千608万4千円、45ページから46ページにわたりますが、6款繰入金で1億4千851万5千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。議案第6号、令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ230万円を追加するものでございます。その内容といたしましては、50ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしてありますように、1款母子福祉資金等貸付事業費の母子福祉資金等貸付事業費で230万円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしてありますように、2款繰越金で同額を追加するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。議案第7号、令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算につきましては、第1表、債務負担行為補正にお示しいたしておりますように、後期高齢者医療システム用ファイアウォール賃借料について、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、議案第8号、令和7年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、53ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で7億767万8千円、資本的支出で7億782万円をそれぞれ追加するものでございます。また、52ページの債務負担行為では、配水管布設工事費について、債務負担行為を追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

次に、議案第9号、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、56ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で14億3千190万5千円、資本的支出で15億2千460万円をそれぞれ追加するものでございます。また、55ページの債務負担行為では、下水処理センター汚泥焼却設備ほか点検整備業務委託料など3つの事項について、債務負担行為を追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

最後に、議案第10号令和7年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、59ページの実施計画にお示しいたしておりますように、病院事業収益で8千740万7千円、資本的収入で381万7千円をそれぞれ追加するものでございます。また、58ページの債務負担行為では、令和8年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料など3つの事項について、債務負担行為を追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

続きまして、議案第14号から第24号までの令和8年度各会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

令和8年度各会計予算書の最初のページ、総括表を御覧ください。まず、一般会計の当初予算額でございますが、1千818億円で、前年度当初予算と比較して、0.9%の増となっております。一般会計につきましては、歳入歳出予算のほか、債務負担行為が新規29件、地方債については30件を、それぞれ定めようとするものでございます。また、一時借入金の最高額については、200億円にしようとするものでございます。

次に、特別会計につきましては、企業会計を含め、国民健康保険事業など10会計の合計で1千265億5千187万3千円で、0.1%の増となっております。各特別会計につきましては、歳入歳出予算のほか、動物園事業で債務負担行為を定めようとするものでございます。また、水道事業、下水道事業、病院事業の各企業会計につきましては、業務の予定量など関係条文も併せて定めようとするものでございます。

最後に、総括表の一番下になりますが、一般会計と特別会計を合わせた合計では、3千83億5千187万3千円で、0.6%の増となったところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博副委員長 ただいまの説明につきまして、特に発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博副委員長 それでは次に、(2)追加提出予定のものについて、理事者から御説明願います。

○土岐総務部長 追加を予定しております議案につきましては、副市長の選任が2件、監査委員の

選任及び人権擁護委員の推薦の合わせて4件でございます。

副市長の選任につきましては、中村寧氏が本年3月3日をもって、菅野直行氏が本年4月11日をもってそれぞれ任期満了となることによるものでございます。

監査委員の選任につきましては、大鷹明氏が本年3月31日をもって任期満了となることによるものでございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、浦本善光氏、佐々木斎氏、田中眞智子氏、堤明彦氏、猫山房良氏、宮森雅司氏の6名の方々が、本年9月30日をもってそれぞれ任期満了となることによるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博副委員長 ただいまの説明につきまして、特に発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博副委員長 なければ、従来どおり各派会長会議で協議すること及び本会議直接審議とし、本本会議で扱う日程につきましては、別途協議することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 それでは次に、(3) 議会提出議案についてであります。

アの請願・陳情議案の委員会付託について、イの請願・陳情議案の審査結果報告について、ウの旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から御説明を願います。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。2月10日現在、陳情を2件受理しております。陳情第47号のいじめの重大事態に関して和解に応じないことを求めることについて及び陳情第48号のGIGAスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル(仮称)」の整備についてにつきましては、いずれも子育て文教常任委員会に付託になるかと思えます。御了承いただければ、2月20日の本会議でその手続を取ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、現在のところ結論の出たものはございませんが、今後結論が出たものにつきましては、改めて御協議いただきたいと思えます。

次に、ウの旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在、旭川市議会事務局条例においては、事務局に次長が当然置かれるものとして規定されております。しかし、昭和49年5月10日に事務局に課を置いたことで次長は必置ではなくなったものの、旭川市議会事務局条例を改正せず、現在に至っているところです。昨年の第4回定例会で旭川市事務分掌条例が一部改正され、本年4月に機構改革が行われることから、これを機に、次長に係る規定を現状に合うよう改めるほか、所要の規定を整備することについて、御協議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○高橋紀博副委員長 それではまず、アの請願・陳情議案の委員会付託について、事務局説明のとおりよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 そのとおり扱うこといたします。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告について、今後結論が出たものは、改めて協議することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 そのとおり扱うことといたします。

次に、旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定については、代表者会議で協議の上、改めて議会運営委員会で扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 そのとおり扱うことといたします。

次に、エの議員行政調査派遣についてであります。令和8年度議員行政視察の実施分については、今定例会中に議員派遣の議決を必要としていることから、委員会提出として議案化し、最終の議会運営委員会で取り扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 そのとおり扱うことといたします。

次に、オの意見書・決議案についてであります。事前に自民会議から1件、民主連合から1件、公明党から3件、共産から3件の合計8件の提案がありましたので文案を配付しております。

これ以外に提案予定の会派はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博副委員長 なければ、調整は従来どおり代表者会議で行うことといたします。

次に、(4)議案の審議方法についてであります。アの令和8年度各会計予算と関連議案及び単独議案について、特別委員会付託にしようかと思えます。付託議案は、議案第14号ないし議案第40号の以上27件といたします。なお、付託議案以外の議案第41号及び議案第42号の以上2件については、本会議直接審議といたします。名称を予算等審査特別委員会といたします。構成につきまして、特別委員会の構成につきましては、平成10年の議会運営委員会決定により議長を除く全議員で構成することとしているところではありますが、佐藤議員から議長に対し、病気療養のため第1回定例会中の全ての会議を欠席する旨の申出があったことから、今回の特別委員会の構成につきましては、議長及び佐藤議員を除く全議員32人とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 それでは、正副委員長について各会派及び無所属に希望を伺ってまいります。

○えびな委員(自民会議) 相談に乗らせていただきたいと思えます。

○金谷委員(民主連合) 相談に乗れると思えます。

○中野委員(公明党) 相談に乗らせていただきたいと思えます。

○まじま委員(共産) 申し訳ないですが、希望しません。

○塩尻委員(市民連合) できれば希望ませんが、相談に乗ることも考えたいと思えます。

○横山委員外議員(無所属) 希望しません。

○高橋紀博副委員長 無所属安田議員につきましては、希望しないというふう聞いております。

それでは、希望会派で協議願います。届出の時期、設置の時期につきましては、日程のところで確認することといたします。分科会の設置数は2分科会とさせていただきます。分科会の名称については、総務経済建設分科会、民生子育て文教分科会とさせていただきます。分科会の構成についてであります。総務経済建設分科会は、総務、経済建設両常任委員会委員を、民生子育て文教分科会は、民生、子育て文教両常任委員会委員とさせていただきます。ただし、予算等審査特別委員

会委員長は除くものとさせていただきます。分科会正副委員長についてでございます。各常任委員会正副委員長の輪番制でございますが、今回は、経済建設、子育て文教両常任委員会の正副委員長とさせていただきます。分科会審査分担事項についてでございますが、各常任委員会所管別とし、別紙分担一覧のとおりとさせていただきます。なお、一般会計予算につきましては、後日の議会運営委員会で協議することといたします。特別委員会及び分科会の審査日程につきましては、日程のところで確認します。特別委員会及び分科会の開催場所につきましては、予算等審査特別委員会は議場、総務経済建設分科会は第1委員会室、民生子育て文教分科会については第2委員会室といたします。

次に、イの令和7年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案についてであります。議案第1号ないし議案第13号の以上13件について、本会議直接審議または特別委員会付託のどちらにするか、各会派及び無所属に伺ってまいります。

○えびな委員（自民会議） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○金谷委員（民主連合） 特別委員会設置がよいと思います。

○中野委員（公明党） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○まじま委員（共産） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○塩尻委員（市民連合） 特別委員会設置の流れになってるかと思えますので、それに合わせていきたいと思えます。

○横山委員外議員 特別委員会設置が望ましいと思えます。

○高橋紀博副委員長 無所属安田議員につきましては、委員長に一任するというふうに聞いております。各会派とも設置を希望していることから、特別委員会を設置することといたします。

次に、特別委員会の付託議案についてであります。議案第1号ないし議案第13号の以上13件といたします。なお、報告第1号につきましては、本会議直接審議といたします。また、報告第1号については、従来どおり補正予算等審議の本会議で扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博副委員長 それでは、そのように扱うことといたします。名称を補正予算等審査特別委員会とし、構成につきましては、委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博副委員長 構成についてであります。15人となります。内訳は自民会議5人、民主連合3人、公明党2人、共産2人、市民連合2人、無所属1人となります。正副委員長につきましては、各会派及び無所属に希望を伺ってまいりたいと思えます。

○えびな委員（自民会議） 相談に乗りたいと思えます。

○金谷委員（民主連合） 相談には乗りたいと思えます。

○中野委員（公明党） 相談に乗らせていただきたいと思えます。

○まじま委員（共産） 希望しません。

○塩尻委員（市民連合） 相談に乗りたいと思えます。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高橋紀博副委員長 無所属安田議員につきましては、希望しないということで聞いております。それでは、希望会派で協議いただき、届出は委員名の届出と同時とすることといたします。委員名

の届出と設置の時期につきましては、日程のところで確認することといたします。委員会の場所につきましては、第1委員会室となります。

次に、代表質問についてであります。時期と通告につきましては、日程のところで確認いたします。時間につきましては、質問のみ40分、回数は1回。人数は、各会派1人で計5人、1日目3人、2日目2人とし、1日目は午前1人、午後2人、2日目は午前、午後1人ずつとすることによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 それでは、そのように扱うことといたします。順序につきましては、大会派順となります。場所は演壇です。

次に、(6)大綱質疑について、時期と通告につきましては、日程のところで確認いたします。時間は、質疑のみ25分、回数は3回以内。まず、人数を確認してまいりたいと思います。

○えびな委員(自民会議) ゼロ人から1人でお願いいたします。

○金谷委員(民主連合) 1人でお願いします。

○中野委員(公明党) ゼロ人から1人でお願いします。

○まじま委員(共産) 1人でお願いします。

○塩尻委員(市民連合) ゼロ人でお願いします。

○横山委員外議員(無所属) ゼロ人でお願いします。

○高橋紀博副委員長 無所属安田議員もゼロ人ということで聞いております。なので、合計いたしますと、2人から4人となりました。順序につきましては、正副議長、議運正副委員長立会いの上、抽せんとなります。場所は質疑質問席といたします。

(7)会期と日程について、正副委員長案を示すことよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 それでは、事務局から日程案を配付いたします。

(日程案配付)

○高橋紀博副委員長 それでは、日程表に沿って御説明したいと思います。2月13日に告示、開会は2月20日金曜日、閉会は3月26日木曜日、通算35日間と考えております。2月18日正午までに、ただいま決定したとおり補正予算等審査特別委員会の委員名の届出をし、2月20日、本会議を開会し、本会議終了後、補正予算等審査特別委員会設置となります。引き続き24日、25日に補正予算等審査特別委員会を開催し、質疑を行い、取りまとめという運びになります。2月26日の本会議において、補正予算等の審議、また、市政方針、教育行政方針、新年度予算等の提案説明を受けることとなります。その後、27日正午に代表質問の通告締切り、3月2日正午に大綱質疑の通告締切り、3日正午に予算等審査特別委員会正副委員長の届出となります。3月4日に代表質問1日目、5日に代表質問2日目、そして3月6日に大綱質疑、その後、予算等審査特別委員会及び2分科会の設置になるかと思っております。9日、10日の2日間を休会しまして、11日に分科会での質疑が始まります。その後、19日まで分科会を開催し、24日は予算等審査特別委員会の総括質疑及び取りまとめとなります。25日は事務整理日、26日に本会議を開いて閉会となります。

また、今回の大綱質疑につきましては、ただいま皆様から聞き取りをしたとおり、2名から4名

となりました。従来、大綱質疑の日程は2日間設けているところですが、1日で消化できる人数かなと思っていることと、分科会質疑に十分な準備期間を設ける必要があるというふうに思っておりますので、今回は分科会質疑の前に2日間の休会日を設けさせていただきたいところがございます。このような日程でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきますと思います。

それでは、3、その他でございます。(1)令和8年度議会費予算について、今定例会に提出されている議会費に関わる予算について、事務局から説明をお願いします。

○小松議会事務局次長 令和8年第1回定例会に議会費の令和8年度当初予算案が提出されており、このことに係る説明資料を作成いたしましたので、本日配付しております。令和8年度旭川市議会事務局予算説明資料(議会費)を御覧ください。内容といたしましては、2ページ目、令和8年度議会費予算総括表にありますように、議会費総体で前年度比627万8千円減の4億5千689万5千円を計上しております。主な増減要素の内訳といたしましては、3ページ目、令和8年度議会費予算節別総括表、経常費の左側、管理費では、1節報酬で、期末手当の支給割合の増により656万3千円の増、4節共済費で、市議会議員共済会の負担金率が2.1%引き下げられたことなどにより277万7千円の減、10節需用費、細節01消耗印刷費で防災服一式の購入が完了したことなどにより414万1千円の減、17節備品購入費で、議会中継等で使用する備品購入費として26万5千円を計上しております。次に、中ほど、運営費では、8節旅費で、隔年で実施しております常任委員会行政視察の減などにより441万6千円の減、10節需用費、細節01消耗印刷費で、議会議録作成単価の減などにより83万1千円の減となっております。

以上でございます。

○高橋紀博副委員長 ただいま事務局説明のとおりとなっているので、御承知おき願いたいと思います。

次に、(2)旭川市議会事務局処務規程の一部改正についてであります。このことについて事務局から説明願います。

○林上議会事務局次長 先ほど事務局条例の一部改正のところの説明したことと関連がありますが、次長に係る規定を現状に合うよう改めるほか、所要の規定を整備することについて、御協議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○高橋紀博副委員長 ただいまの説明について、改正の内容につきましては代表者会議で協議することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 そのとおり扱うことといたします。

次に、(3)サイバーセキュリティ方針の策定についてであります。地方自治法の改正により、普通地方公共団体の議会、長及びその他の執行機関は、令和8年4月1日までに、それぞれ管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティーを確保するための方針を定め、公表することが義務づけられたところあります。本市議会における方針の内容については、代表者会議で協議することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博副委員長 それでは、代表者会議で協議することといたします。

最後に、次回の議会運営委員会の招集についてであります。2月25日水曜日、午前10時、口頭招集とさせていただきたいと思います。なお、補正予算等審査特別委員会の閉会后というふうにいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会いたします。

散会 午前10時48分